

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月30日

京都市長 樹本頼兼

京都市規則第 33 号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

庭園入場券

京都 市 梅 小 路 公 園

円

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

（建設局水と緑環境部緑地管理課）